



論説

中国郷鎮企業の株式合作制に関する制度的考察

河原 昌一郎

1. はじめに

中国の郷鎮企業は農民への就業機会の提供や農民所得の増加に大きな役割を果たしているが、株式合作制は、こうした郷鎮企業の経営の合理化等を図り健全な発展を確保するため、中国政府によって全国的な普及がめざされた企業形態である。

したがって、郷鎮企業の組織改革の現状、今後の動向等を検討しようとする場合には、株式合作制の企業形態としての性格や位置付けを明確にすることは避けて通れない課題であるが、これまでは協同組合制を基にした株式制ないしは協同組合制と株式制の結合という一般的な前提で株式合作制がとらえられるだけで、こうした検討は十分になされてこなかった。

そこで、本稿では、中国郷鎮企業の株式合作制の設立経緯等を整理しつつ、主として企業形態論の手法を用いて、株式合作制の企業形態としての性格や位置付けを分析し、明らかにすることとしたい。

2. 株式合作制の形成

株式合作制は、1980年代初中期に浙江省温州、安徽省阜陽等に現れた比較的新しい企業形態である。改革開放政策が始まり、農村経済が発展して、手元に余裕資金を有するようになった農民は、互いに出資し合うこと等によって積極的に企業を設立するようになっていたが、これらの企業は、政治面および経済面からの両面の圧力に対処する必要があった。

政治面の圧力とは、すなわち、これらの企業が「私企業」と見なされ、社会主義的意識が根強く残る中で様々な圧力や制限が加えられたということである。当時、農村では各種形態の企業が設立されるようになっていたものの、「私企業」の活動が許されるような情勢ではなく、そうした企業が現実には経済活動を行えるようになるにはまず社会主義的性格を有したものと認められる必要があった。

経済面の圧力とは、資金不足を補うために複数の農家が共同出資して企業経営を行う場

本稿の詳細については、農林水産政策研究第11号『中国郷鎮企業の株式合作制に関する制度的考察』（平成18年7月）を参照されたい。

合のように、企業関係者が多数となった場合、従来のいわゆる紳士協定による運営では当事者間の権利義務関係が不明確であり、利益分配、経営責任等に関して紛争が多発するようになっていたということである。すなわち、企業を共同で設立してもすぐに解散するという事態に陥ることが多かったため、こうした企業の恒常的な発展を図るために権利義務関係の明確化が必要であった。

株式合作制は、こうした政治面の圧力には合作制で、経済面の圧力には株式制でこたえることとし、両者を組み合わせたものである。

ただし、合作制と株式制が組み合わされたといっても現実的には多様な対応がとられ、統一的な認識があったわけではなく、その制度的内容は全く漠然としたものであった。

3. 株式合作制の理念の具体化

株式合作制は、郷村有の郷鎮企業（以下「郷村集団企業」という。）改革の有力な手法として、各地で実施されるようになり、株式合作制の普及が現実に進む中で、農村株式合作企業の取扱いや指導内容等に関する公的文書が累次発出され、株式合作制の理念の具体化が試みられてきた。

中共中央 1983 年 1 号文件は、実態としての農村での株式合作制を公式に承認し、株式合作制に関する基本的な考え方を示したものとして意味のあるものである。同文件では、株式合作制を労働結合と資金結合の同時実施を行うものとして理念的にとらえた上で、労働に応じた分配の原則の緩和と一定の株金配当を行うことを容認している。

中共中央 1985 年 1 号文件では、株式合作制について、「この種の方法は提唱に値する」として、株式合作制を積極的に推進する姿勢を明示した。

1987 年から国務院は全国で 21 の農村改革試験区を設定して各種制度の試験実施を行うこととしたが、その中で郷鎮企業制度は重点試験項目の 1 つとされ、特に山東省淄博（ズーボ）市周村では株式合作制の実施、調査が行われた。

こうした経緯を踏まえて、1990 年 2 月に農業部「農民株式合作企業暫定規定」（以下「暫定規定」という。）が制定され、さらに 1992 年 12 月には同じく農業部から「郷鎮企業株式合作制を推進し改善することに関する通知」（以下「推進改善通知」という。）が発出された。

この推進改善通知以降、農村の株式合作企業に関するまとまった公的文書は中央政府からは発出されていない。このため、推進改善通知が農村の株式合作制に関する現時点での基本的な規範性文件とされている。

ところで、暫定規定および推進改善通知はともに株式合作企業に関する定義を置き、株式合作制の理念の具体化を図っているが、推進改善通知は①構成員の人数について暫定規定で「3 人以上」であったものを「2 人以上」としたこと、②組織する者は「労働農民」だけではなく「投資者」を加えたこと、③出資対象として暫定規定で認められていた「労働

力」を認めないこととしたこと、④利潤の分配について、「労働に応じた分配と株式に応じた分配とを結合」することとし、暫定規定の「労働に応じた分配を主とする」という表現を改めたこと等、出資者に大きく配慮したものとなっている。

ただし、このことによって、1983年1号文件で示されていた労働結合と資本結合の同時実施という理念でそのまま株式合作制をとらえることはできなくなったと言えよう。

4. 郷村集団企業の株式合作化

中国農村では、前述のとおり、1980年代初め頃から各種形態の郷鎮企業が設立されるようになるが、郷村集団企業の占める地位は依然として大きく、農村経済で重要な役割を果たしていた。

郷村集団企業の経営を通じて、農民集団経済を向上させようとする期待には大きなものがあったが、所有制の不備や経営責任の不明確性から、郷村集団企業のうちには損失を重ね、資産を流失したりするものが多かった。

このため、郷村集団企業の制度的改革が求められることとなったが、そのための最も有力な手法として考えられたのが郷村集団企業への株式合作制の導入である。ただし、1980年代においては、株式合作制は制度として明確なものがなく、その内容もあいまいであったため、確立した制度を郷村集団企業に適用するというのではなく、郷村集団企業の実態に即してあらためて株式合作制の制度的内容を決めていくことが必要とされた。

株式合作制の制度的内容を決めるに当たっては、郷村集団企業の企業的発展を前提としつつ、郷村農民集団、企業従業員、外部投資者という関係者の利害調整が図られねばならない。

株式合作化の際の株式の分配方法および権利内容については、前述のとおり、1987年から山東省淄博市周村において株式合作制に関する試験実施が行われており、その後、推進改善通知において具体的な規定がなされている。

まず株式の分配については、企業資産の形成の由来に応じて、その形成した主体に株式を分配するという原則が採用されている。郷村農民集団の投資等によって形成された資産は、株式化され、集団株または郷村株として農民集団の所有とされる。

このほか、個人が新たに投入した資産を株式化した個人株、企業活動によって得られた利益の一部等を企業内に留め置き従業員の共同所有とした企業株、投資者の属性を示す社会法人株、外資株等があった。

次に、株式を有する者すなわち株主の権利内容についてであるが、株主の権利は通説では利益配当請求権を中心とした自益権と議決権を中心とした共益権に区分されるので、それぞれについて見ていくこととしたい。

自益権については、株式の種類によって内容が異なっているが、基本的に権利の内容は利益配当請求権であるということは共通している。株式の譲渡が可能かどうかという点に

については、集団株・郷村株は、農民集団の共同所有であり、譲渡が可能としても集団資産の流失防止という観点からの制約が働くこととなる。企業株は企業内に留め置かれ、譲渡はできない。個人株、社会法人株および外資株は譲渡が可能と考えられるが、株式合作企業では株主が従業員であるかどうか等の企業と株主との人的関係が重視されるので、譲渡には董事会の承認等の一定の制約がある。

一方、共益権については、株主総会を設立することは規定されている（推進改善通知の五）ものの、議決権等についての具体的規定がない。すなわち、株式合作企業では、株主の共益権は制度的な保証がなされていない。このことは、農村集団企業が株式合作化されたとしても、新たに創出された従業員等の株主が企業の運営管理に権利者として参画することは保証されず、多くの場合、企業の運営管理は、当面は従前と同様になされることを意味する。

以上のように、郷村集団企業の株式合作化は、企業資産をその形成の由来に応じて各形成主体に分配することによって、企業の所有主体と利益の帰属を以前より明確にすることは可能となったが、株式形成由来に応じた分配を重視した結果、株式の種類によって権利内容が異なることとなり、また、株主の共益権は実態として顧みられることなく、企業の運営管理の改善には十分な役割を果たすことができなかったといえることができる。

すなわち、株式合作化によって、企業所有は従来の郷村農民集団から、株式の所有者である個人等に多様化した。が、企業支配は依然として郷村農民集団に委ねられていた。このように、株式合作制は、政治と企業の分離や企業の効率的経営といった観点からの改革は不十分なものとどまり、企業が安定的に発展できる制度としては十分な整備がなされないままとなっているのである。

5. 農村株式合作企業の企業形態

一般的に、農村株式合作企業には協同組合と株式会社の両制度の要素が含まれているものと考えられており、農村株式合作企業の企業形態の具体的内容を把握するためには、協同組合および株式会社との比較を行う必要がある。

ここで、協同組合との比較を行う場合、株式合作企業は基本的に労働者生産協同組合としての性格を有するものであり、農家、事業者等が構成する農業、事業協同組合等とは性格を異にしていることに留意が必要である。ところで、中国では、現在、そもそも協同組合に関する法律が制定されておらず、したがって労働者生産協同組合に関する法制度も存在しないが、我が国では、組合員が従業員となり、従業員によって組合の所有と管理が行われる協同組合の形態として、中小企業等協同組合法における企業組合がある。現行法制度の中では、株式合作企業との比較対象としてはこの企業組合が最も近似していて適切であると考えられるので、ここでは企業組合を取り上げて比較を行うこととした。

一方、株式会社との比較については、中国では公司法が実施され、株式会社に関する法

制度が整備されているので、ここでは中国の株式会社制度との比較を行った。

設立必要人数は、基本的には立法政策上の問題と考えられるが、協同組合的性格を維持する観点からは、最低人数を2人とするには問題がある。企業組合は4人以上の個人であり、株式会社は5人（個人、法人を問わない。）以上の発起人である。

組合員資格、出資者制限について、企業組合の組合員は、原則として組合事業に従事することが想定されていることから、個人が原則とされる。農村株式合作企業では、従業員は原則として株主となるという要請はあるが、出資者の資格についての制度的な制限はない。株式会社も出資者の資格についての制限はない。

1 組合員・株主の出資限度について、企業組合では原則として25%に限定され、例外は組合員の脱退等の特定の場合にしか認められない。これは組合員の権利の平等という協同組合原則の要請に基づくものである。他方、農村株式合作企業では、こうした1株主の出資限度は定められていない。このことは、設立に必要な最低人数が2人とされていることからわかるとおり、事実上、農村株式合作企業においては、特定の出資者ないし株主によって経営が行われる事態が容認されているためであると考えられる。株式会社ではもとより1株主の出資限度はない。

持分・株式の態様について、企業組合では持分計算等の簡便化のために出資一口の金額は均一でなければならないと定められている。株式会社では、株式は、割合的単位の形式をとった社員の地位と考えられ、その単位は均一であって、原則として社員によって異なる扱いがなされることはない。これに対して、農村株式合作企業では、前述のとおり、所有制別株式が存在し、株式の種類によって行使し得る権利内容も異なったものとすることが認められている。このことは、関係者の権利義務関係の処理が煩瑣で恣意的なものとなりやすいので必ずしも好ましいとは言えないだろう。

最高意思決定機関は、企業組合は組合員による総会であり、農村株式合作企業および株式会社は株主総会である。最高意思決定機関における議決権・選挙権の行使は、企業組合では一人一議決権とされ、株式会社では原則として一株一議決権である。農村株式合作企業では、こうした議決権・選挙権の行使に関する事項が推進改善通知においても暫定規定においても定められておらず、不明確のままである。

従事割合、組合員割合について、企業組合では総組合員の組合事業への従事割合は2分の1以上とされ、従業員における組合員割合は3分の1以上とされているが、これは、企業組合は組合員が勤労者としてもっぱら組合の事業に従事する企業形態であるという考え方を反映したものである。このことは、本来、中共中央1983年1号文件で見られていたように、労働結合と資本結合の同時実施という株式合作制が理想としていたものであったはずであるが、農村株式合作企業ではこうした規定はない。株式会社についてはもとよりこのような制限はない。

利益（剰余金）分配について、企業組合での剰余金の配当方法には出資配当と従事分量配当の2つの方法が認められる。株式合作企業では、従事分量配当という考え方はなく、一定の積立金等を控除した後に、利潤の約25%を株金配当に用いることとされ、株主の利

益に配慮されたものとなっている。株式会社では、所要の法定準備金等への充当後の残余利益が、定款で特段の定めのない限り、株式の割合に応じて配当される。

以上の検討で明らかとなっており、協同組合の中で最も株式合作制と類似性が強いと考えられる企業組合との比較においても、農村株式合作企業は企業組合と本質的な点で異なっており、組織原理は基本的に異質なものとなっている。

すなわち、農村株式合作企業に関する制度は、協同組合の運営原理を保証できるものではなく、協同組合制を基礎にした組織であると言うことは適当ではない。現状では、株式合作制は、「従業員が株主となることを特色とする不完全な株式制」と言うほかはない。

6. 株式合作制の今後

株式合作制の普及の主要な対象とした郷村集団企業が郷鎮企業のうちで占める地位は近年著しく低下しつつある。また、郷村集団企業を改組した郷村株式合作企業の数および従業員数も、最近では年々減少する傾向にある。

こうした株式合作制をめぐる情勢は、株式合作制の今後のあり方の再検討を迫るものである。

このことについては、株式合作制の制度的整備を図り立法化をすべきだとする見解が見られる一方で、株式合作制は過渡的なもので他の企業形態へのスムーズな移行を重視すべきだという見解も見られるが、中国政府は現在では株式合作制は過渡的なもので他の企業形態への移行を促すことが適当であるとする方針をとっているようである。

近年、郷鎮企業のうち、株式会社および有限会社の数および従業員が、大きく増加しているのは、こうした政府の考え方も背景になっているものと考えられる。株式会社および有限責任会社とともに中国公司法に基づくもので、制度として確立されており、安定した企業形態である。郷村集団企業の改組後の企業形態として、農村株式合作企業は過渡的なものであり、株式会社および有限会社が最終的なものとして位置付けられるようになったと見ることができる。

株式合作制は、制度が創出されてから、概念の具体化や制度的整備を図るための努力がなされてきたものの、結局、過渡的なものとして位置付けられることによって、制度的内容としては不明確なものを含んだまま、また、明確な法的制度としての確立がなされないまま、今後、郷鎮企業での占める地位や果たす役割を縮小させていくこととなるのではないかと考えられる。

7. おわりに

本稿では、上記のとおり、主として企業形態論の手法を用いることによって、

- ①労働結合と資本結合の同時実施という当初の株式合作制の理念は、現実との妥協と調整の中で修正を余儀なくされ、その具体化は思うように成功しなかったこと
 - ②郷村集団企業の株式合作化は、所有制の改革の観点からは一定の役割を果たし得たものの、株主の共益権が事実上無視された結果、政治と企業の分離、企業の経営合理化等の観点からは不十分な改革にとどまったこと
 - ③農村株式合作企業の組織原理は企業組合と本質的な点で異なっており、協同組合原則の基本的内容を採用しているものではないこと。また、株式合作制は、協同組合制の運営原理を保証するものとはなっていないこと
- 等を明らかにしてきた。

なお、前述のように、今後、株式合作制は郷鎮企業改革における重要性を減少させていくものと考えられるが、所有制の改革等の面でその有用性を全く失っているわけではない。郷鎮企業の改革は中国農村政策の重要課題の一つであり、そうした中で、株式合作制のあり方も中国政府において引き続き検討されることとなろう。今後とも、株式合作制の位置付け、制度化、企業形態等をめぐる動向に留意していく必要があるものと考えている。